

林業振興対策事業補助金等交付要綱

(令和 7 年 4 月)

(農林基盤局林務部林務課)

林業振興対策事業補助金等交付要綱

昭和 55 年 5 月 14 日付け

55 林第 244 号

農地林務部長通知

(通 則)

第 1 林業の振興を図るため、林業振興対策事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村又は林業者の組織する団体等（暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員と密接に関係を有する者を除く）に補助金等を交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率等)

第 2 第 1 に規定する林業振興対策事業に要する経費及びこれに対する補助率は別表 1 に定めるところによる。

2 前項に規定する各事業の経費は相互に流用してはならない。

(申請手続)

第 3 規則第 3 条の規定による申請書及び添付書類の様式は、別記様式第 1 号（第 11 の第 1 項ただし書に規定する事業にあたっては別記様式第 5 号）のとおりとする。

2 市町村以外の補助事業者は、前項の規定による申請書に、第 15 を約した「誓約書」（別記様式第 10 号）を添付しなければならない。

3 第 1 項の規定による申請書を提出するにあたって、各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

4 第 1 項の規定による申請書の提出時期は、知事が別に定める日までとする。

(申請の取り下げ)

第 4 規則第 7 条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第 5 補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、知事に届けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 3 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 8 号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第 6 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、都道府県の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載している場合は、次の条件により都道府県による間接補助金の交付の決定をもって都道府県の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による都道府県の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがあること。

2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第 9 号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- (3) 間接補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。
- (4) 間接補助事業者は、間接補助金の申請に当たり、前号を約した「誓約書」（別記様式第 11 号）を

添付しなければならない。

- 3 補助事業者は、地方公共団体である間接補助事業者に補助金等を交付するときは、間接補助事業者に対し、第1項に定めるもののほか、当該間接補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第12号による補助金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。

(計画変更等の承認)

第7 補助事業者等は、別表1の承認を要する変更の欄に掲げる変更及び補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、別記様式第2号による変更（中止、廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(交付決定の取消し、又は補助金等の返還)

第8 知事は、この補助金等の交付を受ける団体が、不正の手段により補助金等の交付決定を受けた場合又は暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員と密接に関係を有する者であることが判明した場合は、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金を返還させるものとする。

(事業遅延の報告)

第9 補助事業者等は、補助事業等が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由及び遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10 補助事業者等は、別表2に掲げる補助事業等について同表に定める期日において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、その翌月の3日までに知事へ提出しなければならない。

(実績報告)

第11 規則第13条の規定により実績報告書及び添付書類の様式は、別記様式第4号のとおりとする。

ただし、災害林道復旧事業、次世代林業基盤づくり事業のうちきのこ生産資材導入支援及び林業・木材産業用燃油価格高騰対策支援金事業にあつては、第3の規定により補助金交付申請書を提出する時点で、既に事業が完了している場合に限り、「補助金交付申請書（実績報告書）」（別記様式第5号）とし、実績報告書の様式で提出することができるものとする。

- 2 第3第3項ただし書きの規定による申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出する以前において、第3第3項ただし書きの規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、第7の規定に基づき、変更の承認を受けなければならない。
- 3 第3第3項ただし書きの規定による申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第4号その2により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

- 4 第1項の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業等の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ）の日から20日以内又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日（第1項ただし書きの事業にあっては別に定める日）までとする。

（補助金等の額の確定）

第12 知事は、規則第14条に基づき補助金の額を確定したときは、その旨を当該補助事業者へに通知するものとする。

- 2 補助金等の確定額は、補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、間接補助事業等にあっては、補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額と、これに対応する間接補助事業等に要した実支出額に補助率を乗じて得た額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのもっとも低い額の合計額とする。

（補助金等の交付）

第13 補助金等は、補助事業等の完了後請求書に基づき交付する。

ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することがある。

- 2 前項に規定する請求書の様式は、別記様式第7号のとおりとする。
- 3 補助事業者等は、間接補助金等の財源に充てるべき補助金等の交付を前金払又は概算払により受けた場合において、当該補助金等の額が、既に間接補助事業者等に対して交付している間接補助金等の額を超えているときは、遅滞なく、当該間接補助事業者等に対し、その超えている額に相当する金額の間接補助金等を交付しなければならない。

（検査等）

第14 知事は、補助事業者に対して補助事業に関し、必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（禁止行為）

第15 補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

（財産の処分の制限）

第16 規則第20条ただし書きに規定する知事が定める期間は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

- 2 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの（単価50万円未満の自動車及びオートバイを含む。）とする。
- 3 補助事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金等の全部又は一部を納付させることがある。
- 4 補助事業者等は、補助事業等により設置した別表3の施設等が同表の転用制限基準の欄に掲げる

転用制限基準に該当することとなる場合は、あらかじめ知事の承認を受けることとし、知事は、当該施設等設置に要した補助金等の全部又は一部を納付させることがある。

（書類の提出）

第 17 規則及びこの要綱に基づく書類の提出は、次によるものとする。

- 一 補助事業者等が名古屋市であるときは、農林基盤局林務部担当課に、その他の市町村であるときは、所轄の農林水産事務所に提出するものとする。
- 二 補助事業者等が、市町村を除く他の団体で、名古屋市又は 2 以上の農林水産事務所の管轄区域をその区域とする団体であるときは、農林基盤局林務部担当課に、その他の団体であるときは所轄の農林水産事務所に提出するものとする。

（実施細則）

第 18 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

（附 則）

この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、昭和 55 年 9 月 10 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、昭和 58 年 10 月 12 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、昭和 59 年 10 月 17 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、昭和 60 年 10 月 9 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、昭和 61 年 3 月 17 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、昭和 61 年 4 月 25 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、昭和 61 年 5 月 8 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、昭和 62 年 6 月 5 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、昭和 62 年 7 月 22 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、昭和 62 年 10 月 19 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、昭和 63 年 10 月 12 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成元年 4 月 21 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成元年 7 月 12 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成元年 7 月 20 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成元年 8 月 5 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 2 年 2 月 20 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 2 年 4 月 25 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 2 年 5 月 14 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 2 年 7 月 24 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 2 年 8 月 21 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 2 年 11 月 20 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 3 年 8 月 26 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 3 年 12 月 27 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 4 年 6 月 15 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 4 年 7 月 27 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 6 年 9 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 6 年 10 月 13 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 7 年 4 月 3 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 8 年 5 月 24 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 9 年 5 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 10 年 4 月 8 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 10 年 7 月 14 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 11 年 7 月 14 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 12 年 4 月 3 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 12 年 12 月 21 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 13 年 4 月 12 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 14 年 3 月 11 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 14 年 4 月 30 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 15 年 3 月 12 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 25 年 6 月 5 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、令和 2 年 10 月 13 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、令和 3 年 12 月 21 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、令和 4 年 6 月 15 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、令和 4 年 9 月 21 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、令和 5 年 1 月 5 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、令和 5 年 5 月 22 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、令和 5 年 12 月 20 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 (第2関係)

事業名		対象経費	補助率	承認を要する変更
1 次世代林業基盤づくり事業		1 次世代林業基盤づくり事業計画に基づいて、市町村等が行う事業に要する経費 2 市町村が行う上記事業の指導監督に要する経費	事業に要する経費の6/10以内 (市町村が実施する事業の場合は1/2以内) ただし、機械及びその付帯施設にあつては1/2以内 間伐材生産・路網整備及びきのこの生産資材導入支援にあつては定額 スマート林業導入支援にあつては2/3以内(オペレーター育成支援の場合は定額) 森林の集約化モデル地域実証事業にあつては定額もしくは1/2以内 1/2以内	1 事業主体の変更 2 補助金額の変更 3 事業種目の新設、中止又は廃止 4 機械・施設等の設置場所の変更 5 事業内容の変更 6 建物施設の主要構造の変更及び延べ面積の30%を超える増減 7 対象経費の1と2の間の流用 8 事業費のうち工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の増額 9 事業費のうち機械機具購入費から事業雑費への経費の増額 10 きのこの生産資材導入支援にあつては、補助金の30%を超える増減 11 森林の集約化モデル地域実証事業にあつては事業費の30%を超える増減
2 林道事業	(1) 林道開設事業	市町村、愛知県森林組合連合会及び森林組合が、林道開設事業を実施するに要する経費(事務雑費及び工事雑費を除く)	1 過疎法、山村振興法指定地域 8/10 2 上記以外の地域 7.5/10	1 施行路線又は施行主体の変更 2 施行路線の位置又は全幅員の変更 3 施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少 4 施行路線ごとの事業費単価の30%を超える増加 5 補助対象事業費の変更 6 工事費のうち工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の増額 7 工事費から事務雑費への経費の増額
	(2) 林道改良事業	市町村、愛知県森林組合連合会及び森林組合が、林道改良事業を実施するに要する経費(事務雑費及び工事雑費を除く)	1 幹線 7/10 2 その他 6/10 3 林道点検診断・保全整備 7/10 4 施設集約化(撤去) 6/10 5 林道施設 PCB 廃棄物処理促進対策 7/10	1 施行箇所又は施行主体の変更 2 施行位置、構造又は全幅員の変更 3 施行箇所ごとの施行延長の30%を超える減少 4 施行箇所ごとの事業費の30%を超える増減 5 補助対象事業費の変更 6 工事費のうち工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の増額 7 工事費から事務雑費への経費の増額
	(3) 林道舗装事業	市町村、愛知県森林組合連合会及び森林組合が、林道舗装事業を実施するに要する経費(事務雑費及び工事雑費を除く)	2/3	1 施行路線又は施行主体の変更 2 施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少 3 施行路線ごとの事業費単価の30%を超える増加 4 施行路線ごとの事業費の30%を超える増減 5 補助対象事業費の変更 6 工事費のうち工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の増額 7 工事費から事務雑費への経費の増額

事業名		対象経費	補助率	承認を要する変更
2 林道事業	(4) 森林居住環境整備事業	市町村、愛知県森林組合連合会、森林組合及び林業者等の組織する団体が森林居住環境整備事業を実施するに要する経費(事務雑費及び工事雑費を除く)	8/10 ただし、市町村施行の場合は7.5/10	1 施行地区の変更 2 施行主体又は施行場所の変更 3 事業種目の新設又は廃止 4 林道又は集落林道における全幅員の変更 5 事業種目ごとの施行延長又は施行面積の30%を超える増減 6 施行地区内の事業種目のそれぞれの間の事業費の30%を超える増減 7 施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少又は事業費単価の30%を超える増加 8 補助対象事業費の変更 9 工事費のうち工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の増額 10 工事費から事務雑費への経費の増額
	(5) 小規模林道事業	1 市町村、愛知県森林組合連合会及び森林組合並びに模範造林組合が、小規模林道事業（開設、改良、舗装、危険地対策）を実施するに要する経費 2 市町村が小規模林道事業（調査）を実施するに要する経費	1 開設 (1) 過疎法、山村振興法指定地域2/3 以内、ただし財政力指数0.35 以下の市町村は7/10 以内 (2) 上記以外の地域6/10 以内 2 改良 6/10 以内、ただし財政力指数0.35 以下の市町村は6.5/10 以内 3 舗装 (1) 過疎法、山村振興法指定地域2/3 以内 (2) 上記以外の地域1/2 以内 ただし、愛知県森林組合連合会及び森林組合施行は6/10 以内 4 危険地対策 (1) 過疎法、山村振興法指定地域2/3 以内、ただし財政力指数0.35 以下の市町村は7/10 以内 (2) 上記以外の地域6/10 以内 5 調査 (1) 過疎法、山村振興法指定地域2/3 以内 (2) 上記以外の地域6/10 以内	1 施行路線又は施行主体の変更 2 施行路線の位置又は全幅員の変更 3 施行路線ごとの又は施行箇所ごとの施行延長の30%を超える減少 4 施行路線ごとの事業費単価の30%を超える増加 5 補助対象事業費の変更 6 工事費のうち工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の増額 7 工事費から事務雑費への経費の増額
3 災害林道復旧事業		市町村、愛知県森林組合連合会及び森林組合並びに模範造林組合が、林道施設災害復旧事業を実施するに要する経費(事務雑費及び工事雑費を除く)	1 奥地幹線林道 6.5/10 (基本率) 2 その他 1/2 (基本率) ただし、激甚災害指定等のため高率が適用される場合は、その都度定める補助率	1 施行箇所又は施行主体の変更 2 施行箇所ごとの査定延長の変更 3 施行箇所ごとの施行延長及び復旧延長の変更 4 施行箇所ごとの事業費の30%を超える増減 5 石積、擁壁、橋りょう、排水施設、隧道等構造物の工種構造の変更 6 2 回以上にわたり軽微変更を加え、変更事業費の総額が当初決定事業費若しくは変更承認額の30%を超える変更 7 補助対象事業費の変更

事業名	対象経費	補助率	承認を要する変更
4 森林整備地域活動支援推進事業	市町村が森林整備地域活動支援交付金の交付にあたり、制度の趣旨の周知並びに交付金に係る協定の締結及び交付金の対象となる行為の確認等に要する経費	定額	1 市町村推進事業費のそれぞれ経費間の 30%を超える増減 2 補助対象事業費の減少により、決定された補助金が補助対象事業費に補助率を乗じた額を超えることとなるとき。

事業名				対象経費	補助率	承認を要する変更
5 森林病害虫等防除事業	松くい虫防除事業	特別伐倒駆除(破砕2種)		市町村、森林組合及び森林所有者等が森林病害虫等防除事業を実施するに要する枝条等の焼却費及び事業雑費又は枝条等の破砕費及び事業雑費並びに樹木の伐倒、破砕(必要な搬出、運搬を含む。)の措置を行うことにより通常生ずべき損失額	補助対象事業費の1／2以内	1 事業量及び事業費の30%を超える増減 2 事業種目の新設又は廃止 3 補助対象事業費の減少により、決定された補助金が補助対象事業費に補助率を乗じた額を超えることとなるとき
		伐倒駆除		市町村、森林組合及び森林所有者等が森林病害虫等防除事業を実施するに要する伐倒費、薬剤費、粘着資材費(奨励防除に限る)、薬剤くん蒸費及び事業雑費		
		薬剤防除	特別防除	市町村、森林組合及び森林所有者等が森林病害虫等防除事業を実施するに要する薬剤費、薬剤散布費、薬剤散布に伴う危被害防止対策及び事業雑費		
			地上散布	市町村、森林組合及び森林所有者等が森林病害虫等防除事業を実施するに要する薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費		
		樹幹注入		市町村、森林組合及び森林所有者等が森林病害虫等防除事業を実施するに要する薬剤費、薬剤注入費及び事業雑費		
		政令指定病害虫等防除事業	食葉性害虫	松毛虫駆除		
	まいまいが駆除			同上		
	からまつ先枯病		伐倒駆除		補助対象事業費の2／2	
			薬剤駆除		補助対象事業費の3／4	
	たまばえ類駆除		同上	補助対象事業費の1／2		
	すぎはだに駆除		同上			
	のねずみ駆除		同上			
	ナラ枯れ被害防止対策事業		カシノナガキクイムシ駆除	市町村、森林組合及び森林所有者等が森林病害虫等防除事業を実施するに要する伐倒費、薬剤費、粘着資材費、薬剤くん蒸費、処理費、焼却費(必要な搬出費及び運搬費を含む。)及び事業雑費	補助対象事業費の3／4以内	
			カシノナガキクイムシ防除	市町村、森林組合及び森林所有者等が森林病害虫等防除事業を実施するに要する賃金、資材費、需用費及び備品購入費		
	ツヤハダゴマダラカミキリ駆除		市町村、森林組合及び森林所有者等が森林病害虫等防除事業を実施するに要する伐倒費、処理費、焼却又は破砕費(必要な搬出費及び運搬費を含む。)及び事業雑費、賃金、人件費及び資材費	補助対象事業費の3／4以内		

事業名	対象経費	補助率	承認を要する変更
6 市町村森林所有者情報整備事業	市町村が、森林の土地所有者となった旨の届出等市町村が把握する森林所有者情報への対応や、市町村森林整備計画のマスタープラン化に必要な森林情報の整備のため、次に掲げる事業を実施するに要する経費 ア．森林 GIS のデータシステム整備、県が整備する森林所有者情報システムとの共有化に必要なシステムの構築 イ．森林資源情報、施業履歴、路網データ等の森林情報の整備 ウ．現地調査の実施	事業費の 1／2	1 事業費の 30％を超える増減 2 事業種目の新設又は廃止
7 木造・木質化まちづくり支援事業	木造非住宅建築物（共同住宅を含む）の設計費、その他知事が必要と認めるもの	補助対象事業費の 4／10 以内	補助金額の変更
8 林業・木材産業用燃油価格高騰対策支援金事業	林業経営体のうち認定事業主、原木市場、乾燥施設を有する木材加工業者及びきのこ生産者の燃料の購入に要する経費	燃料 1 リットル当たりの支援対象金額の 1／2 以内	1 事業の中止または廃止 2 事業実施期間の延長 3 補助金の増または 30％を超える減

別表 2（第 10 関係）

遂行状況の提出を要する事業等

事業名	状況を調査する期日
次世代林業基盤づくり事業	毎月末日
林道開設事業	〃
林道改良事業	〃
林道舗装事業	〃
森林居住環境整備事業	〃
小規模林道事業	〃
災害林道復旧事業	〃

別表 3（第 16 関係）

転用等のため知事承認を要する施設等

施 設 等	転 用 制 限 基 準
林 道	林道開設にかかる補助金交付の年度の翌年度から起算して 8 年以内に当該林道について、その全部又は一部を転用若しくは用途変更しようとし又は林地転用等により補助目的を達成することが困難となるとき
連 絡 道 作 業 道 施 業 路	補助金交付の年度の翌年度から起算して 5 年以内に当該連絡道、作業道又は施業路について、その全部又は一部を転用若しくは用途変更しようとし又は補助目的を達成することが困難となるとき
集 約 育 林 等 (新植、保育、肥培、 枝打、間伐) 花木植栽、樹木園等	補助金交付の年度の翌年度から起算して 5 年以内に 1 当該林地の全部を林地以外の用途に転用するとき 2 当該林地の一部を林地以外の用途に転用するとき
貯 木 場 (附帯道路を含む) 林 間 駐 車 場 林 間 キ ャ ン プ 場 林 間 広 場 そ の 他 用 地 整 備	補助金交付の年度の翌年度から起算して 8 年以内に 1 施設等の全部を補助の目的以外に転用するとき 2 施設等の一部を補助の目的以外に転用し、残存施設等では所期の目的を達成することが困難となるとき 3 施設等の一部を補助の目的以外に転用するとき
展 示 用 住 宅	補助金交付の年度の翌年度から起算して 7 年以内に 1 施設等の全部を補助の目的以外の用途に転用するとき 2 施設等の一部を補助の目的以外の用途に転用し、残存施設等では所期の目的を達成することが困難となるとき 3 施設等の一部を補助の目的以外の用途に転用するとき
森林病虫害等防除	1 特別防除、地上散布、薬剤防除、粘着剤の塗布又はビニール被覆について、補助金交付年度内に当該林地の全部または一部を転用するとき 2 樹幹注入について、補助金交付年度の翌年度から樹幹注入剤の薬効期間内に当該林地の全部または一部を転用するとき

別記様式第 1 号（第 3 関係）

年度

事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度において、別紙のとおり
補助金 円を交付してください。

事業を実施したいので、

（注）別紙は、当該事業ごとに定められた別紙様式第 1 号～ 7 号によること。

年度 事業変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

愛知県知事殿

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、
下記のとおり計画を変更（中止・廃止）したいので、承認されたく申請します。

なお、補助金 円の追加交付（減額承認）を併せて申請します。

記

- 1 計画変更（中止・廃止）の理由
- 2 計画変更（中止）の内容

- （注）1. 計画変更にあつては、変更事項ごとに補助金交付申請書の別紙の様式によって
変更に係る部分についてのみ上段に変更前、下段に変更後をいずれも黒書きし、
その内容が対比できるよう作成すること。
2. 中止にあつては、中止しようとする事業内容及び中止期間等を明記すること。
 3. 林道、施設、建物等の変更の場合は、変更設計書を添付すること。

年度 事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

愛知県知事殿

住 所
名 称
代表者氏名

このことについて、 月 日現在の事業遂行状況を別添のとおり報告します。

(別紙 1)

(次世代林業基盤づくり事業)

(年 月 日)

事業 区分	事業 種目	事業 主体	事業 内容	直営・請 負の別	事業費	契約金額(A) (変更契約金額)	契約年月日 (変更契約年月日)	契約者 (住所)	契約工期		完了 年月日	事業量 (変更事 業量)	出来高 (B)	進捗度 (B)/(A)	交付決定年月日 (変更交付決定年月 日)	備考
									着工年月日	竣工年月日						
					円	円							円	%		

(注) 林業専用道 (規格相当)、森林作業道は路線ごとに、機械・建物施設は設計書単位ごとに記入する。

(別紙2)

(林道関係事業用)									(年 月 日)														
事業名	路線名	幅員	延長	施行 主体	施行 箇所	事業費	契約金額 〔変更後の 契約金額〕	出来高 進捗率	支 出 状 況						契約年月日 〔変更契約 年月日〕	工期	契約者 完 了 年月日	工 種 別 進 捗 状 況					交付決定 年月日 (文書番号)
									概算払 (年月日)	概算払 (年月日)	精算払 (年月日)	前払金 (年月日)	部分払 (年月日)	完成払 (年月日)				延長	〇〇工	〇〇工	〇〇工	〇〇工	
						円	円	円 %	円	円	円	円	円	円				%	%	%	%		

(注) 1. 出来高金額は事業費に対する額とする。
2. 支出状況については支払い全部について記載のこと。

年度 事業実績報告書

番 号
年 月 日

愛知県知事殿

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があったこの事業について、
その実績を別紙のとおり報告します。

（注）別紙は、当該事業ごとに定められた別紙様式第1号～7号によること。

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度林業振興対策事業補助金に係る仕入に係る消費
税等相当額の確定に伴う返還相当額について（報告）

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のありました林業振興対
策事業補助金について、林業振興対策事業補助金等交付要綱第 11 号第 3 項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- 1 愛知県補助金等交付規則（愛知県規則第 8 号）第 14 条に基づく補助金の確定額
金 円
- 2 補助金の変更交付決定により減額した仕入に係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

年度 事業補助金交付申請書（実績報告書）

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度において、別紙のとおり 事業を実施したので、補助金 円
を交付されたく申請するとともに、併せてその実績を報告します。

- （注） 1. この様式は、要綱別表1の災害林道復旧事業、次世代林業基盤づくり事業のうちきのこ生産資材導入支援及び林業・木材産業用燃油価格高騰対策支援金事業で、補助金交付申請書を提出する時点で既に事業が完了している場合に使用すること。
2. 別紙は、当該事業ごとに定められた別紙様式を実績報告の形態で作成すること。

番 号
年 月 日

様
(殿)

愛 知 県 知 事 氏 名

年度 事業補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号の実績報告については、交付決定の内容及び
その条件に適合していますので、愛知県補助金等交付規則（昭和 55 年愛知県規則第 8 号）
第 14 条の規定によって、下記のとおり額を確定します。

記

補助金確定額

金 円

（連絡先)

年度 事業補助金請求書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業（ 線
箇所）について、下記により金 円を交付されたく請求します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 補助金交付決定額 | 円 |
| 2. 概算払受領済額 | 円 |
| 3. 今回請求額 | 円 |
| 4. 残 額 | 円 |

年度 事業補助金概算払請求書

年 月 日

愛知県知事殿

住所	
名称	
代表者氏名	

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業（ 線
箇所）について、事業遂行上必要があるので、下記により金 円を概算払によって
交付されたく請求します。

記

年間計画		既受領額		今回請求額		残 額	事業完了 予 定 年 月 日	備考
事業費	補助金 A	補助金額 B	出来高	補助金額 C	月 日 (第Ⅰ四半期) までの予定 出来高			
円	円	円	%	円	%	円		

- (注) 1. 予定出来高％は整数未満切り捨てとし、請求金額は予定出来高％以内（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事にあつては、前払い金相当額（ただし、前払金に予定出来高を乗じた額を除く）を加算することができる。なお、この場合は、備考欄にその金額〔前払金〕を記載する）で計上すること。
2. 県単独事業の補助金は、その 9 割を超えて請求することはできないものとする。
3. 補助金を概算払請求する場合で、不用額が見込まれるときは、残額欄に不用額としてその金額を記載すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び愛知県から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申立てません。

- （注）1. 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
2. この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
- ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
3. 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
- なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び愛知県から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申立てません。

- （注） 1. 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
2. この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
- ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
3. 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
- なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

誓 約 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

〔補助事業者〕

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

〇〇〔補助事業者〕は、補助金交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

誓 約 書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

〔間接補助事業者〕

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

〇〇〔間接補助事業者〕は、間接補助金交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

令和 年度
農林水産省所管

国			地 方 公 共 団 体 名										備考
補助事業名	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

- 1 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

(様式第 1 号の(1))

次世代林業基盤づくり事業
(事業区分)

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

事 業 項	総 事 業 費 (A+B+C+D)	負 担 区 分			
		県補助金(A)	市町村費(B)	公庫資金等(C)	自己資金(D)
事 業 費	円	円	円	円	円
市町村附帯事務費					
計					

(2) 事業費内訳表 (機械器具導入・施設整備関係)

事 業 主 体	事 業 費 (A+B+C+D+E+F)	内 訳					
		機械器具 購入費 (A)	事業雑費 (B)	工 事 費 (C)	工事雑費 (D)	実施 設計費 (E)	附帯 事業費 (F)
	円	円	円	円	円	円	円
計							

(3) 事業明細（その1 機械器具導入・施設整備関係）

事業 区分	事 業 内 容								事業費	負担区分				工 期		受益 戸数	備考
	事業 種目	設計書 番 号	事業 主体	施行 箇所	工種又 は施設 区 分	構造規 格又は 規 模	事業量		(A) ～ (D)	県 費 補助金 (A)	市町 村費 (B)	公庫資 金等 (C)	自己 資金 (D)	着 工 (予定) 年月日	完 成 (予定) 年月日		
							A	B									

(注)「事業内容」については、事業計画書の事業種目別工種又は施設区分に基づいて記載すること。

(3) 事業明細（その2 間伐材生産・路網整備関係）

市町村	事業区分	施 工 箇所名	工種又 は区分	事業量	単価	事業費 (A)+(B)+ (C)+(D)	補助事業に 要する経費 (A)+(B)	経 費 内 訳				工 期	
								国庫補助金 (A)	都道府県 負担金 (B)	市町村 負担金 (C)	その他 負担金 (D)	着工 年月日	竣工 年月日
合計													

注) 複数の市町村で事業を実施する場合は、市町村毎の小計を記載すること。

(3) 事業明細（その3 間伐材生産・路網整備関係）

市町村	事業区分	事業種目		施 工 箇所名	事業量	事業費 (A)+(B)+ (C)+(D)	補助事業に 要する経費 (A)+(B)	経 費 内 訳				工 期	
		区 分						国庫補助金 (A)	都道府県 負担金 (B)	市町村 負担金 (C)	その他 負担金 (D)	着工 年月日	竣工 年月日
		関連 条件 整備	対象森林の調査										
			森林所有者の同意取付										
			森林作業道の整備										
			鳥獣害防止施設										
			その他										
合計													

注) 複数の市町村で事業を実施する場合は、市町村毎の小計を記載すること。

3. 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4. 収支予算（精算）

(1) 収入

区 分		予算額	(精算額)	比 較		備 考
				増	減	
事 業 費		円	円	円	円	
市町村附帯事務費						
計						
計 の 内 訳	県補助金					
	市 町 村 費					
	そ の 他					

(2) 支出

区 分		予算額	(精算額)	比 較		備 考
				増	減	
事 業 費		円	円	円	円	
市町村附帯事務費						
市 町 村 附 帯 事 務 費 の 内 訳	(1)指導監督費					
	〇〇費					
	〇〇費					
	(2)協議会運営費					
	〇〇費					
	〇〇費					
そ の 他						

5. 添付資料

- (1) 市町村の補助金交付に関する規程又は要綱（申請の場合のみ、機械器具導入・施設整備に限る）
- (2) 設計書
- (3) 変更設計書（実績報告のみ）
- (4) 完了検査調書（実績報告のみ）

(様式第 1 号の(2))

次世代林業基盤づくり事業
(きのこの生産資材導入支援)

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 次期生産量及び支援単価

取組実施者 (氏名又は法人・組織名)	きのこの種類	次期生産量	支援単価	支援金額
		kg	円	円
合計	—		—	

※次期生産量は、「当年度又は当年次の生産量」と「年間平均生産量」のいずれか低いものとする。

※きのこの種類、支援単価は別に定める単価表に基づき記載すること。

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 添付書類

次世代林業基盤づくり事業事務取扱要領に定める書類（きのこの生産資材導入支援取組計画書（取組実績報告書））

※変更承認申請書には、変更前と変更後を別葉で添付することができる。

(様式第2号)

林道開設事業
林道改良事業
林道舗装事業
森林居住環境整備事業
小規模林道事業
災害林道復旧事業

1 事業の内容

路線名

施行箇所

郡

町

市

村

大字

地内

幅員・延長

幅員

m

延長

m

1号

m

2号

m

・

・

・

施行方法

請負

直営

(早期着手協議承認年月日

年

月

日)

工事の着手及び完了年月日

着手

年

月

日

完了

年

月

日

請負業者

住

所

名

称

代表者氏名

事業費

円

内訳

箇所番号	事業費	内訳			
		本工事費	測量試験費	工事雑費	事務雑費
	円	円	円	円	円
計					

(注) 1 開設事業等箇所毎に分かれない事業は、箇所番号を削除すること。

2 着手年月日は、契約上の工期の始期とする。

完了年月日は、請負業者から提出された完了届に記載された完了年月日とする。

2 添付書類（(1)は申請の場合のみ）

- (1) 林道開設協定書（事業が2つの施行主体の区域にわたる場合）
- (2) 設計書（変更設計書）
- (3) 工事完了検査調書

3 収支予算（精算）

(1) 収入

区 分	予 算 額	(精算額)	比 較		備 考
			増	減	
補 助 金	円	円	円	円	
事業主体負担金					
内 訳	一般財源				
	融 資				
	賦 課 金				
	寄 付 金				
	市町村費				(森林組合営のとき)
計					

(注) 災害林道復旧事業で、前年度までに工事が完了している場合にあつては、予算額、精算額、比較欄を、精算額、前年度執行額、本年度執行額、翌年度執行予定額として記入すること。

(2) 支出

区 分	予 算 額	(精算額)	比 較		備 考
			増	減	
本 工 事 費	円	円	円	円	
測 量 試 験 費					
工 事 雑 費					
事 務 雑 費					

(注) 収入の注に該当する場合は、精算額のみを記入すること。

議決年月日 年 月 日

(注) 森林組合が施行主体のときは、上記収支予算書に総会（又は理事会）の事業計画記載の議決書写しを添付すること。

(様式第 3 号)

森林整備地域活動支援推進事業

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 推進等

地域説明会の開催

開 催 時 期	説 明 内 容	備 考

(2) 確認事務

ア 書類審査

(ア)「森林経営計画作成促進」に係るもの

協 定 数	審 査 件 数	備 考

(イ)「森林境界の明確化」に係るもの

協 定 数	審 査 件 数	備 考

(ウ)「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

協定数	実施箇所数	協定締結者数	審 査 件 数	備 考

イ 現地確認

確 認 の 時 期	確 認 体 制	確 認 の 方 法	備 考

(3) 交付事務

ア「森林経営計画作成促進」に係るもの

交 付 先	交付対象面積	交 付 額	備 考

イ「森林境界の明確化」に係るもの

交 付 先	交付対象面積	交 付 額	備 考

ウ「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

交 付 先	実施箇所数	交付対象面積	交 付 額	備 考

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 収支予算（精算）

（１）収入

単位：円

区 分	予 算 額	（精算額）	比 較		備 考
			増	減	
県費補助金					
市町村費					
計					

（２）支出

単位：円

区 分	予 算 額	（精算額）	比 較		備 考
			増	減	
確認事務費					
交付金支払事務費					
市町村推進費					
計					

(様式第 4 号)

森林病虫害等防除事業

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

区分	総事業費 (A+B+C)	負担区分		
		県補助金 (A)	市町村費 (B)	自己資金等 (C)
事業費	円	円	円	円
計				

(2) 事業費明細書 (別紙)

3 事業完了予定年月日 (事業完了年月日)

4 収支計算 (精算)

(1) 収入

区分		予算額	(精算額)	比較		備考
				増	減	
事業費		円	円	円	円	
内 訳	県補助金					
	市町村費					
	その他					

(2) 支出

区分	予算額	(精算額)	比較		備考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	

5. 添付書類

- (1) 設計書
- (2) 事業実施位置図（防除区域を示した 5 万分の 1 地形図又はこれに準ずるもの）
- (3) 完了検査調書（実績報告のみ）

別紙

森林病虫害等防除事業費明細書別紙

実施主体 (市町村)	事業区分	施工箇所	使用薬剤 (薬剤名, 散布量)	事業量 (ha,m3,本数)	単価	事業費 (A)+(B)+ (C)	補助事業 に要する 経費 (A)+(B)	経費内訳			工期
								県 補助金 (A)	市町村 負担金 (B)	その他 負担金 (C)	
				ha m ³ 本	円	円	円	円	円	円	
				ha m ³ 本							
				ha m ³ 本							
				ha m ³ 本							
	合 計			ha m ³ 本							

(様式第 5 号)

市町村森林所有者情報整備事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容

市町村森林所有者情報整備事業

事業内容	事業費	事業費内訳
(1) 森林所有者情報システム整備	円	
(2) 森林所有者等の情報整備		
(3) 現地調査		
計		

3. 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4. 収支予算（精算）

(1) 収入

区分	予算額	(精算額)	比較		備考
			増	減	
県費補助金	円	円	円	円	
市町村費					
計					

(2) 支出

区分	予算額	(精算額)	比較		備考
			増	減	
市町村森林所有者 情報整備事業費	円	円	円	円	
計					

※備考欄には数量及び経費の積算等を記載。

(様式第 6 号)

木造・木質化まちづくり支援事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容

3. 補助対象事業費

4. 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

5. 収支予算

(1) 収 入

区 分	金 額	備 考
県費補助金		
そ の 他		
計		

(2) 支 出

区 分	金 額	備 考
計		

※県費補助の算出に当たって、補助対象経費に補助率を乗じて算出された金額に千円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てるものとする。

6. 添付書類（実績報告のみ）

木造・木質化まちづくり実施要領に定める実績報告書類

(様式第 7 号)

林業・木材産業用燃油価格高騰対策支援金事業

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 燃料の種類及び用途

種 類	用 途	納入数量	支援金額
軽油		L	円
A 重油			
灯油			
合計			

(2) 月別内訳書（燃料の種類ごとに作成）

種類【 】

納入年月	納入数量	支援金単価	支援金額
令和 年 月	L	円	円
令和 年 月			
令和 年 月			
令和 年 月			
令和 年 月			
令和 年 月			
合計			

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 添付書類

林業・木材産業用燃油価格高騰対策支援金事業実施要領に定める書類

※変更承認申請書には、変更前と変更後を別葉で添付することができる。

補助事業に対する交付決定の一般的な場合

年度 補助金交付決定について（通知）

年 月 日付け 第 号の申請については、愛知県補助金等交付規則（昭和 55 年愛知県規則第 8 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定によって、下記のとおり決定します。

記

1 補助金額

金 円

2 補助条件

- (1) 補助金交付の対象となる事業は、 事業とし、その内容は申請書に記載された
とおりとする。
- (2) 補助事業者は、この補助金に関する法令、規則及び林業振興対策事業補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に従わなければならない。
- (3) 補助事業者は、要綱第 5 第 2 項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 8 号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- (4) 補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

参考文例 その2

間接補助事業に対する交付決定通知の一般的な場合

通知文案及び記の1～2までは、補助事業に対する場合と同じ

記

3 補助金交付の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとします。

(1) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業に対し、次に掲げる条件を附さなければならない。

この条件に違反した場合は、間接補助金の全部又は一部を返還させることがあります。

ア この補助金に関する法令、規則、要綱に従うべきこと。

イ 間接補助事業者は、要綱第6条第2号により契約しようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第9号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

ウ 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用しなければならないこと。また設置した別表の施設等が転用制限基準に定める事態による場合は、あらかじめ補助事業者の承認を受けることとし、当該施設等に要した補助金の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

エ 間接補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

オ 間接補助事業により所得した財産（機械及び器具については、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの（自動車及びオートバイは単価50万円未満のものを含む）のうち「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号、以下「大蔵省令」という）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間内又はそれに準ずるものと知事が認める期間内においては、補助事業者の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合について、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）を補助金交付申請書に記載する場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

(ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(イ) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

また、この期間内に補助事業者の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合はそ

の収入の一部を補助事業者に納付させることがある。

カ この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を間接補助事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならないこと。また、間接補助事業者が地方公共団体である場合は、前述の書類に加え当該間接補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに別記様式第12による補助金調書を作成すること。

- (2) 補助事業者は、(1)のウの承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。
- (3) 補助事業者は、間接補助事業者に対し間接補助事業により取得した財産の処分の承認をしようとするとき、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

また、この処分により収入の一部を補助事業が収納した場合は、その収納した額の全部、又は一部を県に納入しなければならない。

(注) 3の(1)のウの別表については、要綱別表3のとおりとする。

特殊な交付決定通知の場合

施越工事等について交付の決定と額の確定と同時に行う場合

年度 補助金交付決定及び額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号の申請については、愛知県補助金等交付規則（昭和 55 年愛知県規則第 8 号）第 4 条の規定によって、下記のとおり交付することに決定し、併せて同規則第 14 条の規定によってその額を確定します。

記

1 補助金額

金 円

2 補助条件

- (1) 補助金交付の対象となる事業は、 事業とし、その内容は申請書に記載された
とおりとする。

(連絡先)